

第5回芽室町議会改革諮詢会議案

日 時 令和8年1月16日（金曜）19時～20時30分

場 所 役場3階説明員室

1 開 会 明瀬 祯純 会長

2 確認事項

(1) 会議の検討手順について

3 協議事項

(1) 芽室町議会議員の定数について

(2) 芽室町議会議員の議員報酬について

(3) 今後の調査・審査の論点について

4 そ の 他

(1) 次回委員会開催日程について

令和8年1月29日（木）19時～20時30分

5 閉 会

議会改革諮問会議の検討手順

1 現状を知る（第1回：11月6日）

- (1) 議員の身分、議会の位置付け（法的根拠）
- (2) 議員数等の現状（実態の把握）
- (3) 公職者（町長等）との比較（現状の客観分析）
- (4) 他自治体の議員・議会との比較（現状の客観分析）

2 専門的視点を学ぶ（第2回：2月1日）

- (1) 研修<中尾 修氏（芽室町議会サポーターの講演受講）>
 - ・芽室町議会サポーター（議会運営アドバイザー）の講演
 - ・議員報酬と議員定数を考える際の根拠と視点の示唆
 - ・議会の決定と責任の確認
 - ・社会情勢を踏まえ将来を見通した調査研究

3 議論を始める・深める（第3回：4月16日、第4回：7月29日）

- (1) 議員の職務をどう捉えるか?
 - ・生活給（給料）か？報酬か？
 - ・仕事か？役割か？
- (2) 公務の対価は適当か?
 - ・役職の区別は適当か？役職別の対価は適当か？
(当選期数、年齢別、役職別)
- (3) 議員の定数をどう捉えるか?
 - ・適正な根拠とは？
 - ・議論が成立する根拠は？
 - ・民意が反映できる根拠は？

4 結論（答申）の出し方は（第5回：1月16日・第6回：1月29日）

- (1) 議会の原案（定数・報酬案の具体確定事項）を調査・審議する。
- (2) 追加諮問となる政務活動費の導入について、並行して調査・審議する。
- (3) 議会改革諮問会議の答申後に特別職報酬等審議会への審議に移行する。

議長諮詢事項に対する答申書

令和6年10月17日付議会第34号により議長から諮詢された件について、別添のとおり答申する。

令和7年12月22日

芽室町議会運営委員会
委員長 渡辺洋一郎

芽室町議會議長 梶澤幸治様

答申書

令和 7 年 12 月 22 日

芽室町議会議会運営委員会

答 申 事 項

1 芽室町議会議員の定数について

(1) 議員定数については 16 人とする。

2 芽室町議会議員の議員報酬について

(1) 報酬区分は、議員、議長、副議長、委員長の 4 区分とする。

(2) 月額報酬は、以下のとおりとする。

・議 員 300,000 円

・議 長 455,000 円

・副議長 384,000 円

・委員長 356,000 円

(3) 期末手当は、4.6か月分を 11月及び5月に各2.3か月分支給する。

(単位：円)

| 区 分 | 月額報酬 | 期末手当 | 年額報酬 |
|-----|---------|-----------|-----------|
| 議 員 | 300,000 | 1,380,000 | 4,980,000 |
| 議 長 | 455,000 | 2,093,000 | 7,553,000 |
| 副議長 | 384,000 | 1,767,000 | 6,375,000 |
| 委員長 | 356,000 | 1,638,000 | 5,910,000 |

根 拠 資 料

【議員定数について】

「住民代表の総量」として、多様な民意を反映できる人数を確保することを基本とし、「常任委員会機能の安定的な機能維持」、「多様な視点での政策提案機能・監視チェック機能の強化」、「縮小社会における議会力の維持」等の根拠により、現行どおり 16 名が妥当と結論付ける。

(1) 常任委員会機能の安定的な機能維持について

議員定数の根拠として、最も重視した視点は、常任委員会のあり方（委員会数・構成人数）である。平成 27 年 5 月 1 日施行の現行制度（平成 26 年 11 月 21 日議会運営委員会答申事項）である 2 委員会（総務経済・厚生文教常任委員会）は、これまでの間、健全な機能を発揮していることから、これを継続することとした。現行機能を検証し、新たな議員定数の根拠を改めて整理すると以下のとおりである。

- ① 常任委員会が、その役割を十分に果たすためには、欠席や利害関係による除斥等を考慮した上で、審査活動を安定的に維持できる一定の議員数の確保が必要である<例：8名（総数）－1名（欠席）－1名（除斥）－1人（委員長）＝5名>。
- ② 複数の常任委員会を同時に運営するためには、各委員会に適切な人員を配置できる体制が不可欠である。

したがって、本町議会における常任委員会の活動を安定的に継続し、その機能を維持するために最低限必要となる議員数は、2 常任委員会で 7 名と 8 名とし、現行同様の定数が妥当と結論付ける。なお、下記は、補完事項として列記する。

(2) 議長・副議長の常任委員会への関わりについて

地方自治法第 104 条では、「普通地方公共団体の議会の議長は、議場の秩序を保持し、議事を整理し、議会の事務を統理し、議会を代表する。」と規定し、芽室町議会基本条例第 5 条第 1 項においても、「議長は、議会を代表し、公正で民主的かつ公平な立場において職務を行い、効率的な議会運営を行うこと。」と規定している。この職責に鑑み、議長は地方自治法第 116 条に基づき議決権を有するものの、議会運営全体の公正な調整役を担う立場から、常任委員会に所属しないことが一般的な運営慣行となっており、これまで同様にこの原則を継続して適用する。

また、副議長は、議長を補佐する役割を有しつつ、議員として常任委員会に所属することは可能である。しかしながら、副議長が委員長等の職務を兼務することは、議会運営の公正性及び公平性を損なう恐れがあるため、これまで同様にこの原則を継続して適用する。

（3）常任委員会への重複所属について

常任委員会は、議会の専門的な審査機能を担う重要な機関であり、委員が複数の委員会に重複所属する場合、同一議員が複数の審議の場で発言・判断を行うこととなり、結果として委員会相互の独立性やチェック機能の低下を招く恐れがある。また、住民の多様な意見を幅広く反映させるためには、多様な議員が各委員会に参画することが重要である。以上の観点から、常任委員会における委員の重複所属は、議会機能の健全性を保つためにも極力避けることが望ましいと結論付ける。

（4）多様な視点での政策提案機能・監視チェック機能の強化について

（5）縮小社会における議会力の維持について

地方自治法第 109 条では、「議会は、条例で、常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会を置くことができる。」と規定している。

新たな本町議会の議員定数を踏まえると、常任委員会の数を増やすことは、委員 1 人当たりの所属数や負担を過大にし、結果として委員会機能の安定性に影響を及ぼす懸念がある。

一方、現在直面している「縮小社会」において、「多様な視点での政策提案機能・監視チェック機能の強化」への方策として、今後、新たな「委員会」の設置を全面的に否定することも困難であり、慎重な検討を要する側面もある。

2 度（令和 7 年 6 月、9 月～11 月）にわたる「議会報告と町民との意見交換会」においては、「議会（議員）の活動量の精査」及び「議員間の活動量の平準化」への指摘もあったことから、今後に向けての議会機能の強化や議会力の維持にあたっては、効果・効率的な「委員会機能」を模索・検討する。

（6）法令等（地方自治法）の運用について

市町村議会の議員定数の定義は、地方自治法（第 91 条）に規定されている。法制定当初は、人口規模で議員数が明確に規定され（昭和 22 年／茅室町 26 名）、その後、人口規模により議員数の上限のみが規定され、平成 23 年の改正では「市町村の議会の議員数は条例で定める」となり、現在は、各自治体に決定が委ねられている。<茅室町の変遷／26 名（昭和 22 年～昭和 62 年）、22 名（昭和 62 年～平成 15 年）、18 名（平成 15 年～平成 23 年）、16 名（平成 23 年～現在）>

一般的に「議員定数」を独自に見直す際、現行予算（一般会計に占める議会費）の範囲で「報酬・定数セットの改正（財源確保優先）」や「人口割での改正（例：議員 1 人／人口 1,000 人）」の検討手法も存在するが、本町議会としては、あくまで前述した根拠を積み上げて、新たな「議員定数」を結論付ける。

【議員報酬について】

議員報酬は「給与」ではなく「議員の役務に対する対価」と定義する。

この定義は、全国町村議会議長会の提言を尊重したものであり、具体的な報酬算定方法は、同議長会が示す生活給的要素を内包する「原価方式（首長給料×議員活動日数比率）（令和4年モデル）」を基本とする。

（1）報酬の根拠について

議員報酬は「議員の役務に対する対価」と定義した。

また、芽室町議会基本条例やこれまでの答申（議会改革諮問会議等）を踏まえ、政策提案、行政監視、住民対話等、議員の広範な責務を持続的に維持するためには、安定して活動できる基盤が必要であり、報酬には生活給的な要素を含める必要があると整理した。

近年、全国的に「無投票」や「なり手不足」が深刻な課題となっている。本町議会においては、多様な人財が立候補できるための条件整備のひとつとして、現在の役務に相応しい適正な議員報酬の見直しが不可欠であると結論付ける。

（2）報酬の根拠とすべき方式について

本町議会における議員報酬の算定式については、全国町村議会議長会が示す「原価方式（首長給与×活動日数比率）（令和4年モデル）」を基本方式として採用する。この方式は、議員自身の活動量を算定の基礎とすることから、報酬決定における客観性及び合理性が最も高いと判断する。過去の答申（H26）においても、複数の方式を比較検討した結果、この「積上方式（原価方式）」を選択し、以降もその立場を踏襲していることから、一貫性のある見直しとして継承することを結論付ける。

（3）役職区分について

議長は、議会の代表者、事務統理者及び会議の主宰者としての立場と権限を有し、副議長は、議長に事故あるときに、その職務を行う重大な役割をそれぞれ担うことから、これまで同様に役職区分を設定する。

また、議会運営委員会及び常任委員会は、委員がその任期中に在任する常設の機関であり、特定の事件に限って設置する臨時の機関の特別委員会と区分し、議会運営委員会委員長及び常任委員会委員長に対し、これまで同様に役職区分を設定する。

なお、現行の活動実態を鑑みると「議会運営委員会と常任委員会」及び「副委員長」の区分の設定に検討の余地があることから、今後における「議会（議員）の活動量の精査」及び「議員間の活動量の平準化」の実践を踏まえて、継続した検討課題として位置付ける。

(4) 期末手当について

地方自治法第203条の規定により「普通地方公共団体は、条例で、その議会の議員に対し、期末手当を支給することができる」とし、「議員報酬、費用弁償及び期末手当の額並びにその支給方法は、条例でこれを定めなければならない。」としている。議員に対する期末手当は、一般にいう賞与（ボーナス）とは異なり、年間報酬の一部として割り振るものであり、これまでの間、本町議会では通年議会制（5月～4月）の期間を踏まえて、5月に年1回の支給してきた（4.1か月分）。

しかしながら、改正後は、これまでの実績を踏まえつつ、年額報酬を毎月の報酬と2回の期末手当に割り振ることとし、支給回数を年2回に変更する（11月・5月支給）。また、期末手当の率については、年間報酬を構成する要素として、年間4.6か月分の割り振りとする。

(5) 報酬増に係る財源確保について

一般的に公費の執行にあたり新たな経費を追加する際、それに見合う収入の確保や既存経費の削減を前提とする。この前提がないと支出のみが増加することになるため、今回の議員報酬増についても、財源確保の考え方を明確に整理する必要がある。しかしながら、報酬は人件費（給料・報酬等）であり、この経費を既存の議会活動の具体事業の改廃で確保することは現実的に困難なため、人員減による補てんしか直接的手法はないものと考える。本町議会においては、「議員定数と報酬」はセットではなく、それぞれの根拠の積み上げによって別々に導くものと整理することから、人員減を財源確保策とはせずに、「報酬増の経過と今後の展望」という視点に立って、下記3点を根拠として整理するものである。

1点目は、今回の報酬増は、直近（令和5・6年度）の活動実績に相応する数値として積算した根拠である。将来に向けた活動見込みや期待値を込めた金額ではなく、全国町村議会議長会が示す客観性のある算式を用い、活動実績に基づいて現行報酬を改正しようとする根拠である。

2点目は、国や北海道（以下「国・道」という。）と連携しながら、将来に向けて関係法令等（社会保障制度の拡充等）の改正、財政支援（なり手不足対策関連予算の支援等）の実現に向けた要請を根拠にしようとするものである。すでに、全国町村議会議長会では、議員報酬の低水準が議員のなり手不足の一因であると指摘し、この状況を改善するためには、「地方交付税算定における議員報酬単価の引き上げ」や「報酬改定を行った町村に対する財政措置の充実」を国等に求めている。本町議会としても、国・道と連携しながら、さらに、独自でこの趣旨を主張する強固な意思をもち、時宜を得て、意見書提出や決議等に積極的に取り組むことを念頭に置くものである。

3点目は、これまで述べたことを踏まえて、適正な定数と報酬を設定することに

より、議会力の向上に寄与し、もって、いっそうの住民福祉の向上に努めようとするものである。今後に向けても、継続的に「議員定数と報酬」の適正化を目指し取り組んでいくことを根拠にしようとするものである。

積算資料（議員報酬）

1 算定の手順

- (1) 議会活動（※1）の実績日数（R5・6）を積算する。
- 全議員の令和5・6年度実績を集計し、2か年平均の活動日数を算出する。
 - 活動時間を日単位に換算する（1日＝8時間）
 - 役職別に2か年平均の活動日数を算出する。
- （議員：93.95日／議長：178.66日／副議長：139.86日／委員長124.56日）
- ※1 議会活動／本会議・委員会・協議調整の場・派遣、議会報告会、意見交換会、研修会、視察受入等
- (2) 議員活動（※2）の実績日数（R6）を積算する。
- 全議員の令和6年度実績を集計し、単年の活動日数を算出する。
 - 自己申告による活動集計のため全議員合算の平均値を共通日数とする（70日）。
- ※2 議員活動／一般質問準備、各種報告書作成、住民からの相談対応、情報収集、公的行事出席等
- (3) 役職別の「議会活動＋議員活動」を算出する。
- （議員：163.95日／議長：248.66日／副議長：209.86日／委員長194.56日）
- (4) (3)を「原価方式（首長給料×活動日数比率）（令和4年・全国町村議会議長会提言）」に当てはめて年額報酬を算出する（「2：年額報酬算定式」）。

2 年額報酬算定式（役職別）

- (1) 議員 4,980,000円（千円未満切り上げ）
 <163.95日÷305日（首長の職務遂行日数）×772,000円（町長給料）×12>
- (2) 議長 7,553,000円（千円未満切り上げ）
 <248.66日÷305日（首長の職務遂行日数）×772,000円（町長給料）×12>
- (3) 副議長 6,375,000円（千円未満切り上げ）
 <209.86日÷305日（首長の職務遂行日数）×772,000円（町長給料）×12>
- (4) 委員長 5,910,000円（千円未満切り上げ）
 <194.56日÷305日（首長の職務遂行日数）×772,000円（町長給料）×12>

3 月額報酬及び期末手当算定式（役職別）

「2：年額報酬算定式」で算定した年額報酬を月額と手当に割り振る。

（月額報酬に12か月分、期末手當に4.6か月分を割り振る。）

- (1) 議員 300,000円（月額報酬）／1,380,000円（期末手当総額）
 4,980,000円÷16.6（12+4.6）=300,000円×12月+1,380,000円
- (2) 議長 455,000円（月額報酬）／2,093,000円（期末手当総額）
 7,553,000円÷16.6（12+4.6）=455,000円×12月+2,093,000円

(3) 副議長 384,000 円 (月額報酬) ／1,767,000 円 (期末手当総額)

$$6,375,000 \text{ 円} \div 16.6 \text{ (12+4.6)} = 384,000 \text{ 円} \times 12 \text{ 月} + 1,767,000 \text{ 円}$$

(4) 委員長 356,000 円 (月額報酬) ／1,638,000 円 (期末手当総額)

$$5,910,000 \text{ 円} \div 16.6 \text{ (12+4.6)} = 356,000 \text{ 円} \times 12 \text{ 月} + 1,638,000 \text{ 円}$$

4 議員報酬新旧比較表

※1 ①：月額報酬／②：期末手当／③：年額報酬

※2 合計欄は、議員 11 名、議長、副議長、委員長 3 名の計 16 名とした場合の金額

| No. | 区分 | | 現 行 | 改正後 | 差 引 |
|-----|-----|-----|--------------|--------------|--------------|
| 1 | 議 員 | ①月額 | 204,000 円 | 300,000 円 | 96,000 円 |
| | | ②期末 | 836,400 円 | 1,380,000 円 | 543,600 円 |
| | | ③年額 | 3,284,400 円 | 4,980,000 円 | 1,695,600 円 |
| 2 | 議 長 | ①月額 | 306,000 円 | 455,000 円 | 149,000 円 |
| | | ②期末 | 1,254,600 円 | 2,093,000 円 | 838,400 円 |
| | | ③年額 | 4,926,600 円 | 7,553,000 円 | 2,626,400 円 |
| 3 | 副議長 | ①月額 | 244,000 円 | 384,000 円 | 140,000 円 |
| | | ②期末 | 1,000,400 円 | 1,767,000 円 | 766,600 円 |
| | | ③年額 | 3,928,400 円 | 6,375,000 円 | 2,446,600 円 |
| 4 | 委員長 | ①月額 | 224,000 円 | 356,000 円 | 132,000 円 |
| | | ②期末 | 918,400 円 | 1,638,000 円 | 719,600 円 |
| | | ③年額 | 3,606,400 円 | 5,910,000 円 | 2,303,600 円 |
| | 合 計 | ③年額 | 55,802,600 円 | 86,438,000 円 | 30,635,400 円 |

十勝管内町村議会議員報酬・定数状況

R7.11.1現在

| No. | 町村名 | 人 口 | 議 定 員 数 | 議員一人あたりの人口 | 議 長 報 酉 | | | | 副 議 長 報 酉 | | | | 委 員 長 等 報 酉 | | | | 議 員 報 酉 | | | | | |
|-----|------|--------|---------|------------|---------|----|----------|-----------|-----------|----|---------|----|-------------|-----------|-----------|----|---------|----|----------|-----------|-----------|----|
| | | | | | 月額報酬(円) | 順位 | 期末手当(ヶ月) | 期末手当加算支給率 | 年間報酬額(円) | 順位 | 月額報酬(円) | 順位 | 期末手当(ヶ月) | 期末手当加算支給率 | 年間報酬額(円) | 順位 | 月額報酬(円) | 順位 | 期末手当(ヶ月) | 期末手当加算支給率 | 年間報酬額(円) | 順位 |
| 1 | 音更町 | 42,632 | 20 | 2,132 | 397,000 | 1 | 4.65 | | 6,610,050 | 1 | 321,000 | 1 | 4.65 | | 5,344,650 | 1 | 290,000 | 1 | 4.65 | | 4,828,500 | 1 |
| 2 | 士幌町 | 5,685 | 12 | 474 | 310,000 | 5 | 4.60 | | 5,146,000 | 6 | 245,000 | 5 | 4.60 | | 4,067,000 | 6 | 218,000 | 6 | 4.60 | | 3,618,800 | 6 |
| 3 | 上士幌町 | 4,749 | 11 | 432 | 304,000 | 7 | 4.60 | 15% | 5,256,160 | 4 | 244,000 | 6 | 4.60 | 15% | 4,218,760 | 3 | 218,000 | 6 | 4.60 | 15% | 3,769,220 | 4 |
| 4 | 鹿追町 | 4,918 | 11 | 447 | 316,000 | 4 | 4.60 | | 5,245,600 | 5 | 249,000 | 4 | 4.60 | | 4,133,400 | 5 | 225,000 | 4 | 4.60 | | 3,735,000 | 5 |
| 5 | 新得町 | 5,492 | 12 | 458 | 296,000 | 9 | 4.60 | 15% | 5,117,840 | 7 | 233,000 | 11 | 4.60 | 15% | 4,028,570 | 7 | 208,000 | 10 | 4.60 | 15% | 3,596,320 | 8 |
| 6 | 清水町 | 8,734 | 13 | 672 | 275,000 | 17 | 4.60 | | 4,565,000 | 18 | 219,000 | 16 | 4.60 | | 3,635,400 | 17 | 195,000 | 16 | 4.60 | | 3,237,000 | 17 |
| 7 | 芽室町 | 17,757 | 16 | 1,110 | 306,000 | 6 | 4.10 | | 4,926,600 | 10 | 244,000 | 6 | 4.10 | | 3,928,400 | 8 | 224,000 | 5 | 4.10 | | 3,606,400 | 7 |
| 8 | 中札内村 | 3,833 | 8 | 479 | 267,000 | 18 | 4.60 | 15% | 4,616,430 | 17 | 211,000 | 18 | 4.60 | 15% | 3,648,190 | 16 | 188,000 | 18 | 4.60 | 15% | 3,250,520 | 16 |
| 9 | 更別村 | 3,076 | 8 | 385 | 290,000 | 13 | 4.60 | | 4,814,000 | 14 | 229,000 | 13 | 4.60 | | 3,801,400 | 14 | 205,000 | 11 | 4.60 | | 3,403,000 | 13 |
| 10 | 大樹町 | 5,254 | 12 | 438 | 286,000 | 14 | 4.60 | 15% | 4,944,940 | 9 | 227,000 | 14 | 4.60 | 15% | 3,924,830 | 9 | 203,000 | 14 | 4.60 | 15% | 3,509,870 | 9 |
| 11 | 広尾町 | 5,878 | 13 | 452 | 294,000 | 11 | 4.50 | | 4,851,000 | 13 | 235,000 | 8 | 4.50 | | 3,877,500 | 13 | 210,000 | 8 | 4.50 | | 3,465,000 | 12 |
| 12 | 幕別町 | 25,230 | 19 | 1,328 | 323,000 | 2 | 4.60 | | 5,361,800 | 2 | 258,000 | 2 | 4.60 | | 4,282,800 | 2 | 231,000 | 3 | 4.60 | | 3,834,600 | 3 |
| 13 | 池田町 | 5,895 | 12 | 491 | 296,000 | 9 | 4.60 | | 4,913,600 | 11 | 234,000 | 10 | 4.60 | | 3,884,400 | 12 | 204,000 | 12 | 4.60 | | 3,386,400 | 14 |
| 14 | 豊頃町 | 2,855 | 9 | 317 | 281,000 | 16 | 4.60 | 15% | 4,858,490 | 12 | 225,000 | 15 | 4.60 | 15% | 3,890,250 | 11 | 202,000 | 15 | 4.60 | 15% | 3,492,580 | 10 |
| 15 | 本別町 | 6,034 | 12 | 503 | 292,000 | 12 | 4.30 | | 4,759,600 | 15 | 230,000 | 12 | 4.30 | | 3,749,000 | 15 | 204,000 | 12 | 4.30 | | 3,325,200 | 15 |
| 16 | 足寄町 | 5,927 | 13 | 456 | 300,000 | 8 | 4.60 | | 4,980,000 | 8 | 235,000 | 8 | 4.60 | | 3,901,000 | 10 | 210,000 | 8 | 4.60 | | 3,486,000 | 11 |
| 17 | 陸別町 | 2,116 | 8 | 265 | 286,000 | 14 | 4.60 | | 4,747,600 | 16 | 217,000 | 17 | 4.60 | | 3,602,200 | 18 | 192,000 | 17 | 4.60 | | 3,187,200 | 18 |
| 18 | 浦幌町 | 4,095 | 11 | 372 | 318,000 | 3 | 4.60 | | 5,278,800 | 3 | 254,000 | 3 | 4.60 | | 4,216,400 | 4 | 233,000 | 2 | 4.60 | | 3,867,800 | 2 |
| | 十勝平均 | 8,898 | 12 | 623 | 302,056 | | | | 5,055,195 | | 239,444 | | | | 4,007,453 | | 214,444 | | | | 3,588,856 | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 195,222 | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 3,266,920 | | |

芽室町議会

議会改革諮問會議 説明資料

2026年1月16日

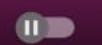


全国町村議会議長会

National Association of Chairpersons of Town and Village Assemblies



0:00 / 5:23



【報告書ダイジェスト動画】町村議会議員のなり手不足に潜む3つの危機～議会の取組と幅広い協働により地方自治の未来を創ろう～（町村議会議員のなり手不足対策検討会 令和6年3月）

<https://www.youtube.com/watch?v=PGeMbQMJgpg>

北海道・芽室町

芽室町(めむろちょう)の名前の由来は、**アイヌ語**で「メム・オロ」。

「川の源の泉や池から流れてくる川」という意味があります。

その名のとおり、川が潤す肥沃な大地には広大な畑が広がり、基幹産業である農業においては、小麦・てん菜・ばれいしょ・豆類・スイートコーンなどが、道内有数の生産量を誇っています。工業は、地理的な物流条件や、帯広市に隣接しているという立地条件を活かし、農産物などの豊富な地場資源を活用した食料品製造業を中心に発展してきました。

■人口 **17,572人** 世帯数 8,049世帯
(R7年12月末・住民基本台帳)

高齢化率
31.2%

■総面積 513.76km² (東西22.6km-南北35.4km)

<産業の状況>

■農業 農家戸数 569戸、経営耕地面積 20,367ha、1戸当たり耕地面積35.8ha
農業粗生産額 (R5年) 364億円 (JAめむろ調べ)、1戸平均 6,397万円

■工業 製造品出荷額 898億円 (R5年経済構造実態調査)

■商業 年間商品販売額 807億円 (R3年経済センサス)
(町内企業数783社 (R3経済センサス))



芽室町議会議員

任期：令和5年5月1日～令和9年4月30日



菊池 秀明

伊藤 稔

木村 淳彦

小笠原 等

中田 智恵子

橋本 和仁

堀切 忠

渡辺 洋一郎



立川 美穂

早苗 豊

中村 和宏

正村 紀美子

常通 直人

西尾 一則

鈴木 健充

梶澤 幸治

- ・平均年齢 **62.1歳** (40～77歳 R7年5月1日現在)
- ・当選回数 **平均2.8期** 1期目4人・2期目3人・3期目6人 他
- ・女性議員 **3人 (19%)** **2**常任委員会

議員とは？

特別職公務員

- 地方公務員法第3条第3項第1号に規定する「特別職公務員」
- 公選または地方公共団体の議会の選挙、議決、同意等を得て就任する職
- 議員のほか、副町長、監査委員、教育委員会委員、公平委員会委員等も同じ

全体の奉仕者

- 憲法第15条による「全体の奉仕者である」
- 住民の代表者として議会の構成員となる
- 議会活動を通じて住民の個別意思を統合し、地方自治体の意思を形成する任務を有する

2つの側面を持つ

- 憲法第15条による「全体の奉仕者である」側面
- 全体的立場での「一般的な意思」による判断
- 自らの選挙母体となった地区や組織の立場に立つ側面
- 特定の立場での「分化的意思」による判断

議会とは？

議員の合議体

- 住民から直接選ばれた議員で構成する合議体
- 意思決定は会議における議決
- 議長は会議の主宰者であり、議会の代表者及び事務統理者の 2 つの立場

町長と対等の立場

- 地方議会は首長との「二元代表制」。国会は「議院内閣制」
- 「二元代表制」とは、互いに独立し権限を侵さず侵されず、対等の立場と地位
- 「議事機関」とは、条例制定等のほか、行財政全般の決定権限を有する

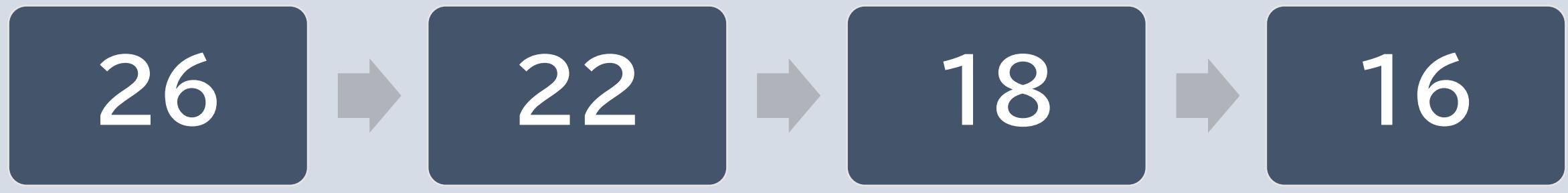
議会の使命とは？

町の政策の最終決定 行政財政運営の批判・監視

- 批判・監視 ≠ 非難・批評・論評
- 適法か否か？公平・効率的か？民主的か否か？
- 住民の立場に立った「正しい批判と監視」

芽室町の実態は？

議員定数は16名



人口（国勢調査）

1980年(S55)
16,580人

2000年(H12)
17,586人

2010年(H22)
18,897人

2020年(R2)
18,048人

任期は4年



女性は3名

3名／16名 約19%

幕別町8名／19名 42%（全国13位）

足寄町4名／13名 31%（全国47位）

全国平均13.6%

平均年齢は

62.1歳

全国平均 64.4歳

年間の全会議数は

130回

(全道平均65回、全国平均53回)

令和5

本会議 20
総務経済常任委員会 19
厚生文教常任委員会 17
合同委員会 7
予算決算特別委員会 15
新嵐山特別委員会 13
全員協議会 13
議会運営委員会 26

令和6

本会議 21
総務経済常任委員会 11
厚生文教常任委員会 17
合同委員会 8
予算決算特別委員会 14
新嵐山特別委員会 8
全員協議会 13
議会運営委員会 31

令和5年7月1日時点調
(令和6年度版「芽室町
議会白書(概要版)」)

月額報酬は

| | |
|-----|----------|
| 議 員 | 204,000円 |
| 副議長 | 244,000円 |
| 議 長 | 306,000円 |

芽室町議会議員報酬の変遷

| 施行時期 | 報酬月額(円) | | | | ⑤期末手当 (支給率／100) | ⑥町長給料 | 町長給料に対する 議員報酬比率 (④／⑥) |
|------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------------|---------------------------------|-----------------------------|
| | ①議長 | ②副議長 | ③委員長 | ④議員 | | | |
| 平成8年4月1日 | 330,000 | 264,000 | 236,000 | 211,000 | 520.00 | 935,000 | 22.6 |
| (議員との報酬比率) | ①／④ 1.564 | ②／④ 1.251 | ③／④ 1.118 | ④／④ 1.000 | | | |
| 平成17年4月1日 | 278,000 | 238,000 | 214,000 | 198,000 | 300.00 | 795,000 | 24.9 |
| (議員との報酬比率) | ①／④ 1.404 | ②／④ 1.202 | ③／④ 1.081 | ④／④ 1.000 | | | |
| 平成25年4月1日 | 278,000 | 238,000 | 214,000 | 198,000 | 300.00 | 787,000 | 25.1 |
| (議員との報酬比率) | ①／④ 1.404 | ②／④ 1.202 | ③／④ 1.081 | ④／④ 1.000 | | | |
| 平成27年5月1日 | 306,000 | 244,000 | 224,000 | 204,000 | 410.00 | 771,000 ※772,000 (H28.4～) | 26.4 |
| (議員との報酬比率) | ①／④ 1.500 | ②／④ 1.196 | ③／④ 1.098 | ④／④ 1.000 | | | |

芽室町議会の現状と課題認識

芽室町議会では、平成25年（2013年）から
通年議会制を導入し、議会の活動機会と柔
軟性を高めてきました。

これにより、行政に対する監視機能や政策
提案機能の充実を図ってきました。

人口減少・少子高齢化の進行

町は人口減少や高齢化という社会構造の変化に直面しており、福祉・教育・まちづくりなどの行政課題は多様化・複雑化しています。

限られた財源での選択と集中

町の財政にも限りがある中で、限られた予算をどこに・どのように使うかが町の将来を左右します。

議会は住民の視点でこれを監視し、方向づける責任があります。

議会機能強化の必要性

議会が単なる“行政の追認機関”でなく、
自ら考え、提案し、判断する主体となる
ためには、議会自身の機能をさらに強化
する必要があります。

今回の制度見直しの意義

芽室町議会を持続可能なものとし、多様な人財が参画できる環境を整えるために、議員定数と報酬を適正化し、二元代表制の一翼としての役割を果たし続けることを目的とします。



【わかりやすい議会、開かれた議会、行動する議会】を目指して